

積丹地域半島振興計画

平成27年度

北海道

目 次

○ はじめに	1
1 基本の方針	2
(1) 概況	2
(2) 現状及び課題	3
(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策	5
2 振興計画	7
(1) 交通通信の確保	7
(2) 産業の振興及び観光の開発	10
(3) 就業の促進	12
(4) 水資源の開発及び利用	13
(5) 生活環境の整備	13
(6) 医療の確保等	14
(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進	15
(8) 教育及び文化の振興	16
(9) 地域間交流の促進	17
(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	18
(11) 環境の保全	19
○ 資料	20

はじめに

1 計画の趣旨

この計画は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条の規定に基づき、積丹地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進並びに国土の均衡ある発展に資することを目的として、広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項について定めるものである。

2 計画の期間

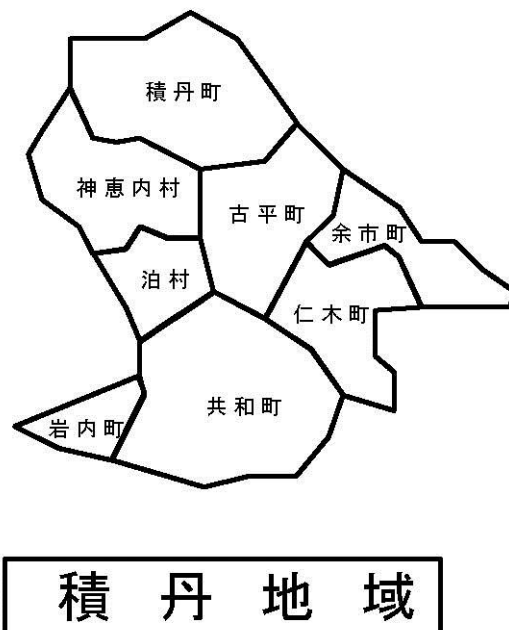
平成27年度からおおむね10年間

3 推進管理体制

この計画に定める半島振興対策については、総合政策部人口減少問題対策室地域政策課を中心に、半島振興対策に関する関係機関（庁内各部、関係総合振興局、関係町村等）との協議・調整を行うほか、各種事業の実績把握など、適切な推進管理に努める。

4 半島振興対策実施地域の分布状況

半島振興法第2条の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された区域内の団体数は、平成27年4月1日現在、6町2村で構成されており、昭和63年の指定当初と同様の構成となっている。



積丹地域半島振興計画

1 基本的方針

(1) 概況

積丹地域は、北海道の西部に位置し、北西の日本海に向かって約50km突き出した半島であり、その大部分を山地が占め、半島先端部の余別岳、積丹岳を始めとする1,000m級の山が連なるほか、急傾斜地が海岸近くまで迫っており、海岸延長が165kmに及ぶその美しい景観は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている。

また、これらの海岸線に集落が形成され、半島基部では低地、台地が広がっているなど一大果樹生産地となっており、気候は、対馬海流の影響により、周辺地域に比較して冬期は暖かく、積雪量も低地では少ない。

本地域は、江戸時代からのニシン漁により、北海道の中では早くから開け、明治期には商業活動で発展し、茅沼炭鉱が開発されたほか、岩内町に北海道初の水力発電所が建設されるなど、北海道開拓の拠点として栄えた歴史がある。

【市町村数、人口、面積等の概況】

区分	市町村数 (団体)	人口 (H22国調) (千人)	面積 (H22国土地理院調) (km ²)	人口密度 人口／面積 (人)
積丹地域	8	55	1,341	41.0
全道	179	5,506	83,457	70.2
全国	1,718	128,057	377,950	343.4

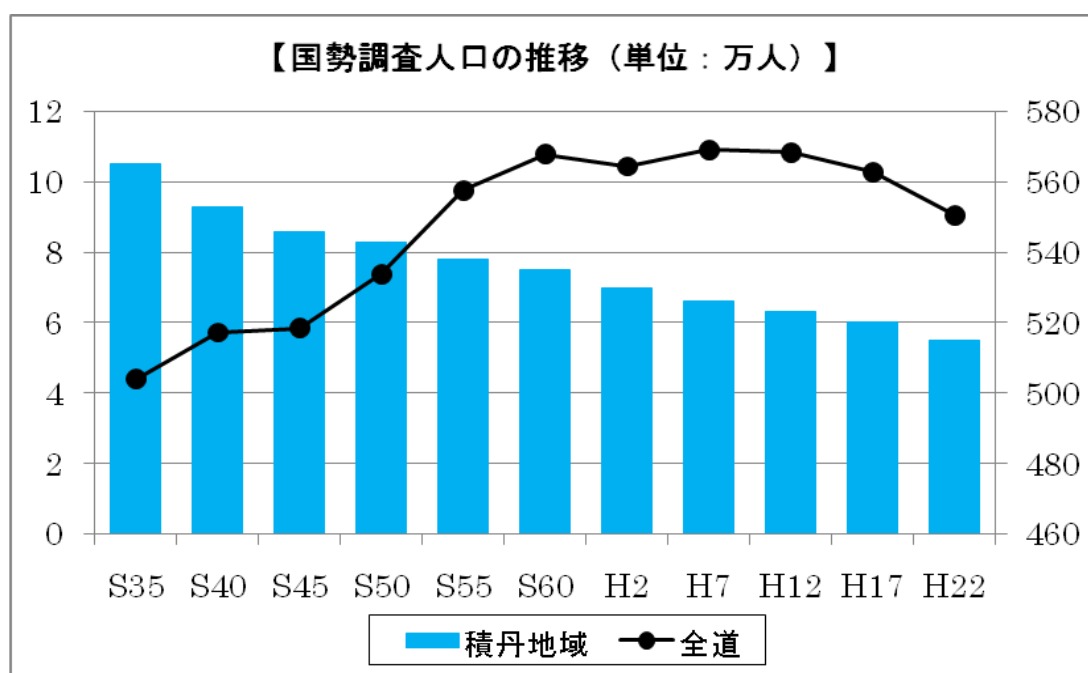
注1) 市町村数は、平成27年4月1日現在の団体数を示す。

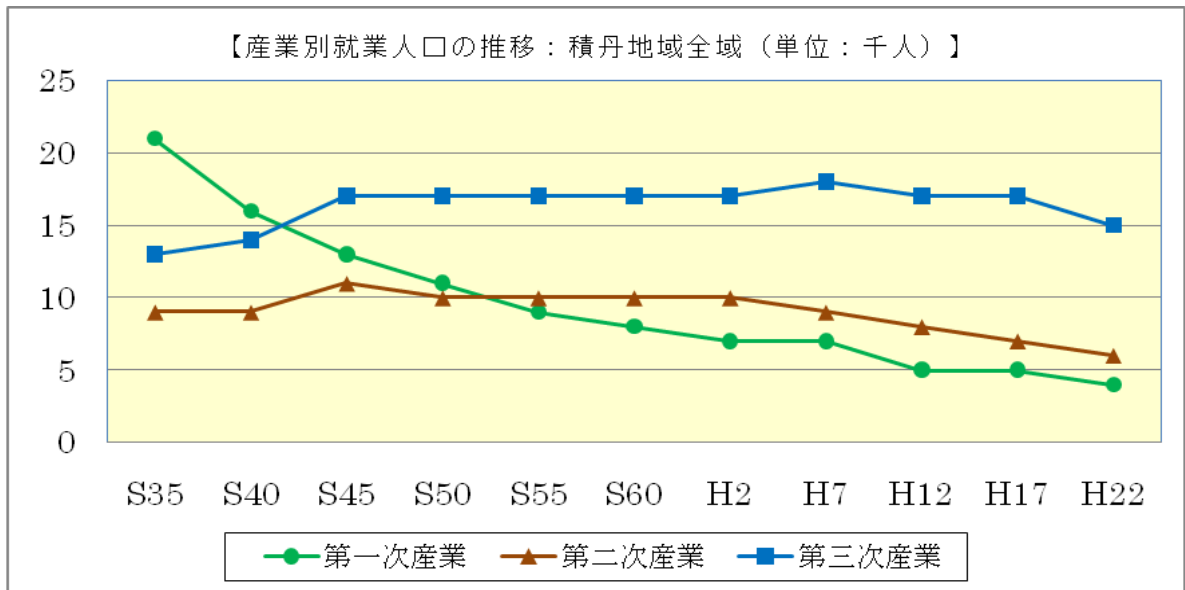
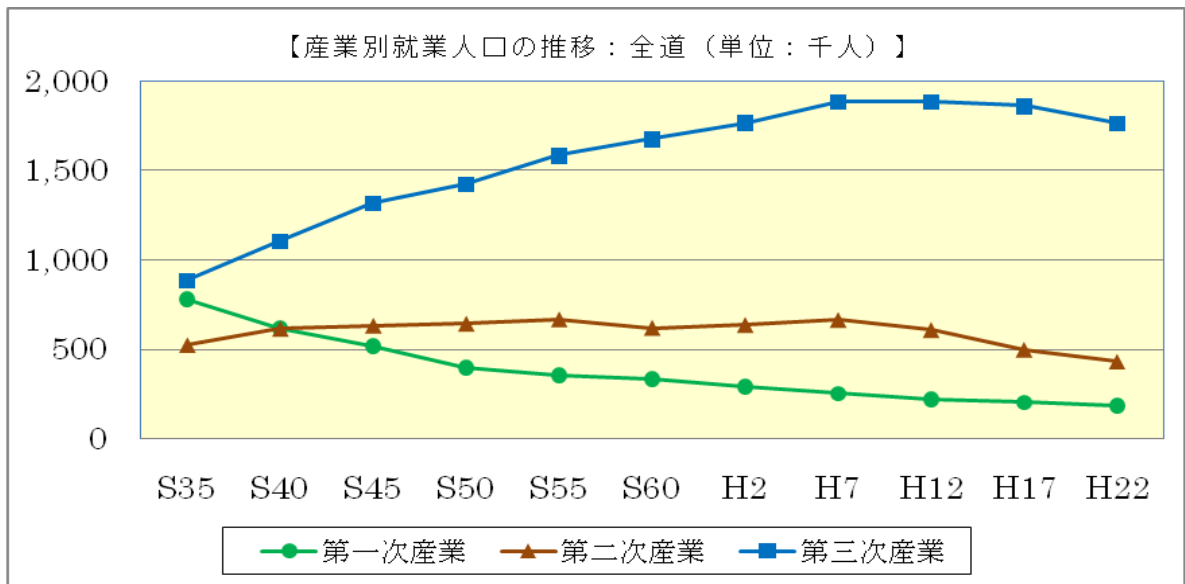
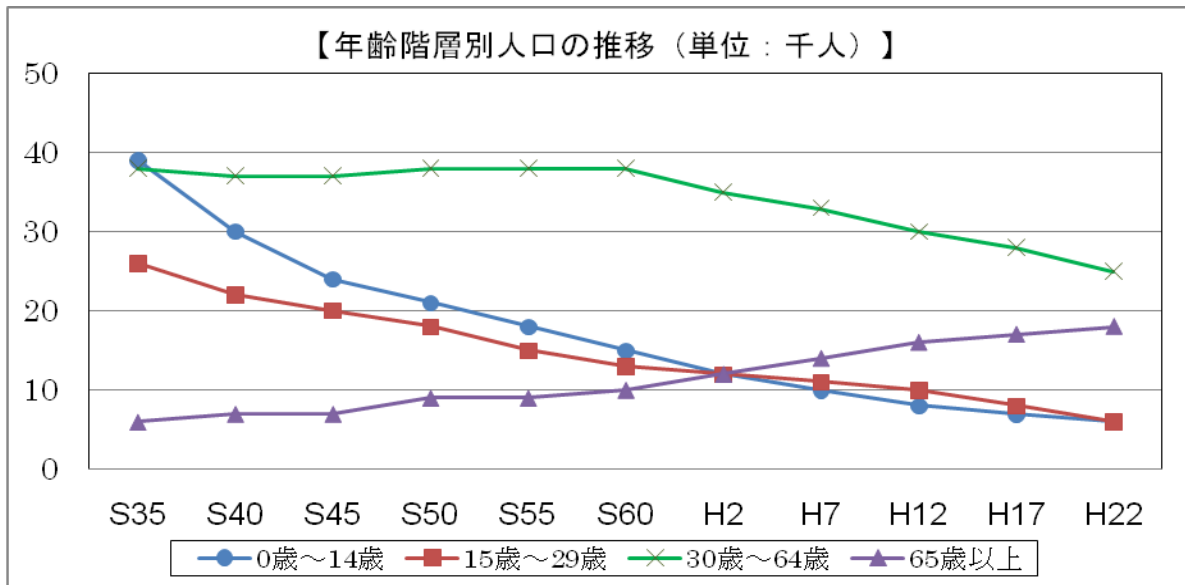
注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

(2) 現状及び課題

本地域は、農業や水産業の第一次産業を基幹とする産業構造であるが、これら産業の経営規模は比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、本地域の産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、また、他の産業についても地域内での雇用の場は少なく、若年層を中心とした地域外への人口流出など、多くの課題を抱えており、地域社会の活力の低下が懸念される状況にある。

- 昭和35年以降の国勢調査人口の推移をみると、全道人口では平成7年をピークに減少しているが、本地域ではそれを上回る減少率となっている。
- 年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少傾向にあるのに対し、65歳以上の人口は増加傾向を示しており、急速な高齢化の進行などによる年齢構成の偏りがみられる。
- 産業別就業人口の推移をみると、第一次産業就業人口の減少が顕著であり、また、基幹産業の低迷などに伴い、昭和35年から平成22年までの間における就業者総数が55%程度にまで減少している。





(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

ア 基本的方向

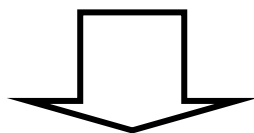
本地域は、余別岳や積丹岳などの1,000m級の山々や変化に富んだ長大な海岸線など、美しい景観に恵まれているほか、北海道開拓の拠点として早くから栄えた歴史がある。

また、スイカ、さくらんぼ、りんご、ぶどうなどの野菜や果樹、エビ、ヒラメ、アワビなどの水産物等、豊富な農水産資源に恵まれている。

これら本地域のもつ歴史や文化など、さまざまな特色を生かし、だれもが安心して暮らせる、個性豊かな魅力あふれる地域社会の形成をめざすとともに、住みよい地域環境を整備し、計画期間内において人口減少の進行を緩和することができるよう、本地域への定住の促進に向けた振興を図る。

【 目 標 】

彩り豊かで活力に満ちた、魅力あふれる積丹半島の振興



【 方 向 】

- 安心でゆとりと潤いのある地域づくり
- 特色ある地域文化の創造、地域を支える人づくり
- 活力ある農林水産業の振興
- 地域資源などを活用した特色ある地域産業の展開・創出
- 地域の特色を生かした観光・レクリエーションゾーンの形成
- 地域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成
- 交流人口拡大に向けた取組の推進

イ 重点施策

本地域における現状及び課題を総合的に踏まえつつ、本計画の基本的方向の実現に向け、本計画期間内において、次に掲げる施策を重点的に推進する。

重点施策

【 交通 】

- 北海道新幹線全線の早期完成・開業の実現
- 高規格幹線道路網の整備促進
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

【 産業 】

- 収益性の高い地域農業の確立
- 農業・水産基盤の整備と地域資源の保全
- 多彩な観光資源を活用した観光交流空間づくりの推進

【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村の交流促進
- 高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組の推進

2 振興計画

(1) 交通通信の確保

ア 交通通信の確保の方針

本地域における道路や交通機関などの交通基盤は、産業振興や観光振興、物流機能の強化、地域間交流の促進、地域住民の足の確保といったさまざまな面で、以前にも増して重要な役割を担っており、また、本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、さまざまな課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

これらの状況を踏まえ、ゆとりと潤いのある暮らしが実感できる多様なライフスタイルの実現に向け、地域の特色ある発展をめざし、生活交通基盤の充実や高速交通ネットワークとのアクセスを強化するなど、総合的な交通ネットワークの形成や高度情報化などを進める。

イ 交通施設の整備

本地域は、札幌市等の大都市圏に近いなど、地理的な優位性を有しており、地域の持つ可能性や特性を最大限に発揮し、長期的な振興を図っていくためには、交通基盤の整備が極めて重要である。

このため、既存の交通網の整備のほか、北海道新幹線全線の早期完成・開業や高規格幹線道路の整備促進等、新たな交通ネットワークを形成するなど、地域産業の活性化と住民生活の利便性の向上を図る。

主 な 施 策

【 道 路 】

- 半島振興のために特に重要と認められる道路（北海道横断自動車道、一般国道5号倶知安余市道路、一般国道5号、229号、276号）等の整備促進
- 経済・社会活動の広域化に対応した幹線道路や基幹的な生活道路の整備
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

【 港 湾 】

- 国内物流ターミナルの機能強化など物流ネットワークの強化
- 災害に備えた拠点施設の機能強化の促進など安全・安心を支える物流機能の強化

【 バ ス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進
- 多様化する利用者ニーズに応じた鉄道交通の確保
- 北海道新幹線全線の早期完成・開業に向けた取組の推進

【 冬期交通 】

- 冬期交通不能区間の早期解消
- 除排雪の効率化や防雪・凍雪害防止事業等による関連施設の整備
- 国、道、市町村が連携した協力体制の確立や迅速かつ正確な道路情報の共有化

ウ 地域における公共交通の確保

広い範囲に人口が分散し、高齢化が急速に進行している本地域においては、通勤、通学、通院、買い物などの住民の日常生活を支え、地域の活力を維持する上で、鉄道やバスといった公共交通は重要な役割を担っている。

鉄道については、JR函館本線が余市町・仁木町・共和町を通っているものの、運行本数は上下線とも少ない状況にある。

また、乗合バスによりJR駅や他の市町村等と結ばれている地域が多数点在し、これら地域では他に代替する公共交通機関がないため、生活上のあらゆる場面での交通手段としてバス交通の必要性は特に高く、自家用車を利用できない高齢者や学生など、地域住民が安心して暮らしていくためには、乗合バスは必要不可欠な移動手段である。

しかしながら、現行の路線バスは、その多くが赤字路線となっているため、国や道の補助制度による路線維持の他、各市町村単独の補助等により生活交通の確保を図ってきているところであり、公共交通を将来にわたり安定的に維持するために、引き続き必要な財政的支援を行うとともに、関係機関による路線の効率的かつ効果的な運行形態のあり方についての協議、検討を継続する必要がある。

また、北海道新幹線の開業効果を本地域に広く波及・拡大させるため、後志管内における二次交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていく必要がある。

主 な 施 策

【 交通全般 】

- 新幹線駅からの利便性の高い二次交通ネットワークの充実

【 バ ス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進

エ 情報通信関連施設の整備

面積が広大で広域分散型社会を形成している本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、本地域固有の課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

しかしながら、本地域における多くの自治体においては、地デジ化にあわせ整備した共聴施設の更新問題、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウの不足といった課題を抱えており、また、山間・海岸部では携帯電話、テレビの受信状態が非常に悪い地域があるなど、特に本地域の西端部に立地する原子力発電所の緊急時対応において、通報連絡や情報収集における情報通信関連の基盤整備の充実が必要である。

このため、市町村の電子自治体化へのサポート体制を整えるとともに、電子自治体に必要とされる各種システムを将来にわたって効率的・効果的に構築・運営するための共通基盤を道と市町村が共同で整備する「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」の推進を図る。

また、本地域のような条件不利地域においては、高度な情報通信網の整備が民間主導では進みにくいことから、地域内の需要を喚起することなどによって整備を促進するほか、都市部と他地域との情報通信格差の是正を図るため、携帯電話等の移動通信サービス網の整備やラジオの難聴解消対策等を促進する。

主 な 施 策

【 ITを活用した地域づくり 】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

【 ITを活用した産業の活性化 】

- IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
- 中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

【 市町村の電子自治体化の促進 】

- 電子自治体化サポート体制の整備
- 北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想の推進

【 超高速ブロードバンド基盤の整備促進 】

- 市町村内の幹線網の整備促進
- 加入者系アクセス網の整備促進

【 情報通信格差の是正 】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 民放ラジオ難視聴解消対策の促進

(2) 産業の振興及び観光の開発

ア 産業の振興及び観光の開発の方針

長引く景気低迷や金融情勢の悪化などを背景として、企業・産業活動の停滞や雇用状況の悪化など、本地域を取り巻く環境は厳しさを増している。

一方で、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、優れた景観の山や豊富な温泉などの自然環境に恵まれているほか、野菜や果樹、豊富な水産物等、さまざまな農林水産資源に恵まれている。

これらの状況を踏まえ、基幹産業である農林水産業のほか、美しい海岸線や豊富な温泉群を生かしたシーサイドゾーンの形成や観光関連産業など、本地域の特性を生かした多様な産業の展開を図る。

イ 農林水産業の振興

本地域における農林水産業は、経営規模が比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、厳しい状況におかれており、また、エゾシカの生息数が増加傾向にあるほか、日本海海域に来遊するトドによる食害や漁具被害が多発している状況にあるなど、これによる農林水産業被害の発生が懸念される状況にある。

このため、ほ場や基幹的な農道・林道などの生産基盤の強化等に加え、食の安全・安心の確保や技術力の向上、担い手の育成・確保等を積極的に進めるほか、地域ブランドの確立による付加価値の向上を図るなど、地域特性を生かした収益性の高い農林水産業の確立を進めるとともに、エゾシカをはじめとする野生鳥獣の個体数管理など農林水産業被害防止対策を進める。

主 な 施 策

【 農 業 】

- 札幌市等の大都市圏に近い地理的優位性を生かした都市近郊型農業の展開
- 主要農産物（果樹・野菜等）の高付加価値化
- 体験農園やファームインなど都市と農村との交流促進
- 農業生産基盤の計画的な整備促進と農地・農業用水等の地域資源の保全・活用

【 林 業 】

- 林業生産コストや木材製品の生産流通コストの低減
- 林産物の需要拡大や木材の安定供給体制づくりの促進
- 育成複層林施業や天然生林施業による森林整備の推進
- 治山事業による森林の公益的機能の維持向上

【 水産業 】

- サクラマス、ヒラメ、ウニ等の種苗放流など、地域に適した栽培漁業の展開
- 栽培漁業や流通加工の拠点となる漁港関連施設等の整備
- トド等の海獣による漁業被害対策の推進
- ブランドづくりや積極的な販路拡大の促進

【 エゾシカ対策 】

- 規制緩和によるエゾシカの捕獲の促進
- 広域捕獲・一斉捕獲など効率的捕獲手法の普及

ウ 商工業の振興

本地域では、地場資源である農水産物を利用した地方資源型工業を中心としており、工業出荷額が停滞傾向にあるなど、厳しい経営状況となっており、また、購買力の地域外流出等、商業をとりまく環境の変化により、空き地や空き店舗の発生など、中心市街地の空洞化も進んでいる。

このため、技術力の向上や新製品の開発、販路の拡大などを進めるほか、中心市街地商店街の活性化に向けた地域の主体的な取組を支援する。

主 な 施 策

【 商 業 】

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進

【 工 業 】

- 製品の高付加価値化及び品質の向上
- 生産コスト及び流通コストの低減

【 研究・開発 】

- 地場資源の加工技術の向上及び新製品の研究・開発

エ 観光の開発

本地域への旅行形態は夏期日帰り観光が中心で宿泊客の割合が少ない傾向にあり、また、近年、小樽地区やニセコ地区など外国人観光客が増加している状況を踏まえ、これらの観光客を本地域へ誘導するなどの取組が、これまで以上に求められる状況にある。

このため、美しい自然景観や日本海の新鮮な海の幸など、本地域の魅力を

生かし、周辺市町村と連携しながら国際化・情報化などの社会環境の変化等に的確に対応するとともに、さまざまなニーズに沿った、居心地よく、個性あふれる、誰もが旅行しやすい観光交流空間づくりを進める。

主 な 施 策

【 観 光 】

- 地域との出会い・交流を演出する観光拠点・観光ルートづくりの推進
- 地域産業・文化・環境の活用による新たな観光資源の開発
- 各世代に対応した心と体のリフレッシュメニューの創造
- 地域資源を生かした多様なアクティビティの充実
- 地域景観の向上による快適な観光地づくりの推進
- 個性ある旅行をサポートするきめ細かい観光情報の提供

(3) 就業の促進

ア 就業の促進の方針

地域における雇用対策や就業支援を進めるためには、地域の資源や潜在力を有効活用するなど、地域が主体となった取組が活発となることが重要であり、季節労働者の通年化の促進にも配慮しながら、国の産業・雇用政策を活用するとともに、地域の関係者と密接な連携を図りながら、地域の取組を総合的に支援していく。

イ 就業促進対策

関係機関と連携を図りながら、労働者の知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリングやセミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、U・Iターンによる道外からの人材誘致を図るほか、働きやすい職場環境づくりを促進するなど mismatches の解消に取り組んでいく。

主 な 施 策

【 就業の促進 】

- 社会を支える多様な働き手の就業支援
- 働きやすい環境の整備

(4) 水資源の開発及び利用

質量とも安定した水の供給を確保するため、今後の水需要の動向や自然環境の保全に配慮しながら、広域的かつ長期的な水資源開発や水の有効利用を計画的に進める必要がある。

このため、水源地域における森林整備などを進める。

主 な 施 策

【 水源地域の保全 】

- 水源涵養機能^{かん}など森林の公益的機能を発揮させる地域の特性に応じた計画的な森林づくりの推進

(5) 生活環境の整備

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、また定住の促進を図る上でも、本地域の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境を整備する必要がある。

また、集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しており、これらの小規模集落の中では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えている。

このため、だれもが住みよい地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた生活環境の整備を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、地域を支える人材の確保・育成、集落間の連携など課題解決に向けた地域の主体的な取組による集落対策を進める。

また、地域の自主的防犯活動を促進するなど、防犯体制の充実を図る。

主 な 施 策

【 下水道、廃棄物処理施設等 】

- 下水道、農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設の早期概成及び効率的・効果的な改築・更新
- 地域の実情に応じた循環型社会形成の推進を図るための廃棄物処理施設の整備

【 公園等 】

- 地域住民のだれもが安全で安心して利用できる公園等の整備

【 住宅等 】

- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住宅環境の整備
- 住民ニーズや地域課題に的確に対応した北国の住みよい住宅環境の整備

【 集落の整備 】

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた、地域を支える人づくり

【 地域安全対策 】

- 地域社会における自主的防犯活動の促進や安全情報の提供など住民等の安全に対する意識高揚、地域の防犯体制の充実

(6) 医療の確保等

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきているが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じている。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められている。

このため、地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立する。

主 な 施 策

【 無医地区対策 】

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

【 特定診療科目に係る医療確保対策 】

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

【 体系的な医療提供体制の整備 】

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

ア 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある人、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生み育てたいという希望をかなえる取組などが求められている。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある人が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどが必要である。

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支えながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。

イ 高齢者の福祉の増進を図るための対策

「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢化のピークとなる平成37年（2025年）を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方々一人ひとりを支える仕組みづくりを推進する。

主 な 施 策

【 高齢者の福祉 】

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

ウ 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡

大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図る。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進する。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進める。

障がい福祉については、「北海道障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人々が障がい特性に応じた多様な働き方ができるよう、社会全体で応援する体制づくりを推進するとともに、関係機関が連携して、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図る。

また、社会活動に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進する。

主 な 施 策

【 児童その他の福祉 】

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進
- 障がいのある人の就労に関する理解の促進
- 障がい特性を踏まえた職域の開拓
- 障がいのある人の意思疎通支援
- 点字図書館などによる情報提供

(8) 教育及び文化の振興

近年は、日々の暮らしの中にゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」が一層求められており、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていく必要がある。

また、教育面では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要がある。

このため、地域住民の自主的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充するなど、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくとともに、住民一人ひとりが生涯にわたって学び、ふるさと

北海道を愛し地域の発展に主体的に貢献できる人材の育成を推進するため、小学校から中学校、高等学校まで一貫したキャリア教育に取り組むとともに、ICTを活用した教育の質の向上、コミュニティ・スクールの導入促進など、その基盤となる学校教育や社会教育などの環境整備を促進する。

主 な 施 策

【 教育・文化施設 】

- 老朽化した校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- 学校図書館、理科教育設備、幼稚園などの教育施設等の整備促進
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実
- デジタル機器、情報通信ネットワークの整備促進
- 地域スポーツセンターや水泳プールなどの整備促進

【 地域文化 】

- 地域住民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 歴史的文化遺産の保存・活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

(9) 地域間交流の促進

北国特有の暮らしが展開される本地域は、さまざまな個性をもつ地域社会により形成され、また、大都市圏からの遠隔性や人口の広域散在性という地域特性を有しており、これらの表情豊かな地域の特性を生かした、「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化に対応したさまざまなライフスタイルの実現の場としての役割を担っている。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大する。

また、小樽港に寄港する大型クルーズ船利用の観光客を呼び込むための取組や高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組を進める。

主 な 施 策

【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 地域の特色を生かしたスポーツやイベント、参加・体験型や滞在・拠点型観光などを通じた交流の促進

- 芸術、音楽、舞踊、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組の推進

(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、急峻な山地が海岸線に迫り、荒廃した未整備河川が多いなど、地形的、地質的に土砂災害等の災害が発生しやすい地域である。

このため、治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備を進めるほか、耐震性を考慮した整備を行うなど、安全で安心な地域づくりに努めるとともに、住民を災害や火災等から守り、生活の安全を確保するため、防災や消防・救急体制の整備を進める。

主 な 施 策

【 国土保全 】

- 土砂災害の危険のある箇所に対する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備等のための保安林の整備
- 洪水被害等を受けた未整備河川の改修等
- 浸水等の危険のある箇所に対する海岸保全施設の整備

【 防 災 】

- 地域防災体制の強化に向け、自主防災組織の結成促進や、防災意識向上のための幅広い世代に対する防災教育の推進
- 災害時における要配慮者支援対策の促進など避難対策の充実や、市町村や関係機関と連携した災害情報の収集
- 各種システムを活用した住民等に対する迅速かつ的確な災害情報の提供

【 消防・救急 】

- 地域の実情に応じた消防力の整備促進
- 救急業務の高度化のための、メディカルコントロール体制の充実・強化の推進
- 地域防災力の充実強化のための、消防団員の確保や装備の充実の推進

(11) 環境の保全

豊かな自然環境に恵まれている本地域においては、自然公園などの優れた自然の風景地や保護を必要とする地域について、適正な保全を図るとともに、調和を保った自然の活用に向け、自然公園などの整備を行っているところであり、今後も優れた自然環境の保全や自然公園の適切な利用に向けた取組を進める。

また、環境関連法令等に基づき、公害の防止に関する施策等を進め、快適な環境づくりに努める。

主 な 施 策

【 環境保全 】

- 自然公園法等に基づく許認可の厳正な適用による自然公園等の保全と利用
- 北海道インフラ長寿命化計画を策定し、施設の適正な維持管理の推進
- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく、立入検査の実施による環境の保全

資 料

【資料1：国勢調査人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）			
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ~H17	S45 ~H17	S40 ~H22	S50 ~H22
積丹地域	105	93	86	83	78	75	70	66	63	60	55	—	—	—	—
（増減）	—	△ 11.4	△ 7.5	△ 3.5	△ 6.0	△ 3.8	△ 6.7	△ 5.7	△ 4.5	△ 4.8	△ 8.3	△ 42.9	△ 30.2	△ 40.9	△ 33.7
全道	5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628	5,506	—	—	—	—
（増減）	—	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	△ 0.6	0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.2	13.0	9.8	6.5	3.1

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は35年間又は25年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料2：年齢階層別人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）			
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ~H17	S45 ~H17	S40 ~H22	S50 ~H22
0歳～14歳	39	30	24	21	18	15	12	10	8	7	6	—	—	—	—
（増減）	—	△ 23.1	△ 20.0	△ 12.5	△ 14.3	△ 16.7	△ 20.0	△ 16.7	△ 20.0	△ 12.5	△ 14.3	△ 82.1	△ 70.8	△ 80.0	△ 71.4
15歳～29歳	26	22	20	18	15	13	12	11	10	8	6	—	—	—	—
（増減）	—	△ 15.4	△ 9.1	△ 10.0	△ 16.7	△ 13.3	△ 7.7	△ 8.3	△ 9.1	△ 20.0	△ 25.0	△ 69.2	△ 60.0	△ 72.7	△ 66.7
30歳～64歳	38	37	37	38	38	38	35	33	30	28	25	—	—	—	—
（増減）	—	△ 2.6	0.0	2.7	0.0	0.0	△ 7.9	△ 5.7	△ 9.1	△ 6.7	△ 10.7	△ 26.3	△ 24.3	△ 32.4	△ 34.2
65歳～	6	7	7	9	9	10	12	14	16	17	18	—	—	—	—
（増減）	—	16.7	0.0	28.6	0.0	11.1	20.0	16.7	14.3	6.3	5.9	183.3	142.9	157.1	100.0

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は35年間又は25年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料3-1：産業別就業人口の推移】

【単位：千人】

区 分		人 数										
		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
積丹 地 域	総 数	44	39	41	39	37	36	35	34	31	29	25
	第一次産業	21	16	13	11	9	8	7	7	5	5	4
	農 業	14	10	9	7	6	6	5	5	4	4	3
	林 業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	6	5	4	4	3	2	2	2	1	1	1
	第二次産業	9	9	11	10	10	10	10	9	8	7	6
	鉱 業	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	5	6	6	6	6	6	5	5	4	3
	製造業	2	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3
	第三次産業	13	14	17	17	17	17	17	18	17	17	15
全 道	総 数	2,183	2,326	2,460	2,462	2,598	2,625	2,695	2,806	2,731	2,604	2,509
	第一次産業	779	614	516	397	353	332	291	251	218	201	182
	農 業	610	462	388	288	253	242	214	187	166	155	140
	林 業	59	51	40	32	28	25	17	13	9	7	7
	水産業	110	101	88	77	72	65	60	51	43	39	35
	第二次産業	520	610	628	638	662	616	631	659	603	495	429
	鉱 業	111	77	53	31	28	21	10	7	6	3	2
	建設業	181	253	269	305	347	323	333	366	340	274	223
	製造業	228	280	306	302	287	272	288	286	257	218	204
	第三次産業	884	1,102	1,315	1,423	1,582	1,674	1,764	1,881	1,881	1,857	1,761

注) 国勢調査による各産業別の人口（総数は分類不能を含む。）を示す。

【資料3-2：産業別就業人口の構成比】

【単位：％】

区 分	構 成 比											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
積丹地域	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	48.8	41.0	31.7	28.9	25.0	22.9	20.6	20.6	16.6	17.3	16.0
	農 業	32.6	25.6	22.0	18.4	16.7	17.1	14.7	14.7	13.3	13.8	12.0
	林 業	2.3	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	13.9	12.8	9.7	10.5	8.3	5.7	5.9	5.9	3.3	3.5	4.0
	第二次産業	21.0	23.1	26.8	26.3	27.8	28.6	29.4	26.5	26.7	24.1	24.0
	鉱 業	7.0	2.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	9.3	12.8	14.6	15.8	16.7	17.1	17.6	14.7	16.7	13.8	12.0
	製造業	4.7	7.7	9.8	10.5	11.1	11.4	11.8	11.8	10.0	10.3	12.0
	第三次産業	30.2	35.9	41.5	44.8	47.2	48.5	50.0	52.9	56.7	58.6	60.0
全 道	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	35.7	26.4	21.0	16.2	13.6	12.7	10.8	9.0	8.1	7.9	7.7
	農 業	27.9	19.9	15.8	11.7	9.7	9.2	8.0	6.7	6.1	6.1	5.9
	林 業	2.7	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3
	水産業	5.0	4.3	3.6	3.1	2.8	2.5	2.2	1.8	1.6	1.5	1.5
	第二次産業	23.8	26.2	25.5	26.0	25.5	23.5	23.5	23.6	22.3	19.4	18.1
	鉱 業	5.1	3.3	2.2	1.3	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
	建設業	8.3	10.9	10.9	12.4	13.4	12.3	12.4	13.1	12.6	10.7	9.4
	製造業	10.4	12.0	12.4	12.3	11.0	10.4	10.7	10.2	9.5	8.5	8.6
	第三次産業	40.5	47.4	53.5	57.9	60.9	63.8	65.7	67.4	69.6	72.7	74.2

注) 構成比は分母から「分類不能」を除いて計算している。

【資料3-3：産業別就業人口指数】

【単位：％】

区 分	指 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
積丹地域	総 数	100.0	88.6	93.2	88.6	84.1	81.8	79.5	77.3	70.5	65.9	56.8
	第一次産業	100.0	76.2	61.9	52.4	42.9	38.1	33.3	33.3	23.8	23.8	19.0
	農 業	100.0	71.4	64.3	50.0	42.9	42.9	35.7	35.7	28.6	28.6	21.4
	林 業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	100.0	83.3	66.7	66.7	50.0	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7
	第二次産業	100.0	100.0	122.2	111.1	111.1	111.1	111.1	100.0	88.9	77.8	66.7
	鉱 業	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	125.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	125.0	125.0	100.0	75.0
	製造業	100.0	150.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	150.0	150.0	150.0
	第三次産業	100.0	107.7	130.8	130.8	130.8	130.8	130.8	138.5	130.8	130.8	115.4
全 道	総 数	100.0	106.6	112.7	112.8	119.0	120.2	123.5	128.5	125.1	119.3	114.9
	第一次産業	100.0	78.8	66.2	51.0	45.3	42.6	37.4	32.2	28.0	25.8	23.4
	農 業	100.0	75.7	63.6	47.2	41.5	39.7	35.1	30.7	27.2	25.4	23.0
	林 業	100.0	86.4	67.8	54.2	47.5	42.4	28.8	22.0	15.3	11.9	11.9
	水産業	100.0	91.8	80.0	70.0	65.5	59.1	54.5	46.4	39.1	35.5	31.8
	第二次産業	100.0	117.3	120.8	122.7	127.3	118.5	121.3	126.7	116.0	95.2	82.5
	鉱 業	100.0	69.4	47.7	27.9	25.2	18.9	9.0	6.3	5.4	2.7	1.8
	建設業	100.0	139.8	148.6	168.5	191.7	178.5	184.0	202.2	187.8	151.4	123.2
	製造業	100.0	122.8	134.2	132.5	125.9	119.3	126.3	125.4	112.7	95.6	89.5
	第三次産業	100.0	124.7	148.8	161.0	179.0	189.4	199.5	212.8	212.8	210.1	199.2

注) 昭和35年を100とした場合の指数